

令和7事務年度
資産税各税の実地調査事務等の実施要領
(国際関係編)

目 次

別冊2 「令和7事務年度資産税各税の実地調査事務等の実施要領（国際関係編）」

	(ページ)
1 海外資産関連事案に対する取組方針	1
(1) 海外資産関連事案の調査	1
(2) 海外取引・海外資産に係る資料情報の収集等	1
(3) 人材育成	1
2 海外資産関連事案の定義	2
3 海外資産関連事案に係る事務分担	3
(1) 署国際官	3
(2) 資産課税部門	3
4 海外資産関連事案の管理	5
5 海外資産関連事案の調査選定	5
(1) 相続税	5
(2) 贈与税及び譲渡所得	6
6 海外資産関連事案の実地調査等に当たっての留意事項	6
(1) C R S情報の活用	7
(2) 国外送金等調書の解明	7
(3) 国外財産調書の活用及び定着に向けた取組	7
(4) 国外転出時課税制度への取組	7

(5) 租税条約に基づく情報の提供要請	8
(6) 租税条約に基づく情報の自発的提供	8
(7) 長期出張者に対する情報収集依頼	9
(8) 非居住者に係る処理	9
7 海外資産関連事案に関する資料情報の収集	9
(1) [REDACTED]	9
(2) 国際取引連絡せん	9
(3) 貸渡所得事案に係る海外投資先連絡せん	10
8 海外資産関連事案の報告	10
(1) 把握報告	10
(2) 処理報告	11

【別紙様式】

別紙 1	海外資産関連事案（相続税）の管理一覧表	13
別紙 2	海外資産関連事案（贈与税）の管理一覧表	15
別紙 3	海外資産関連事案（譲渡所得）の管理一覧表	17
別紙 4	「海外資産関連事案の管理一覧表」管理・作成要領	19
別紙 5	■■■■■	20
別紙 6	譲渡所得事案に係る海外投資先連絡せん	21
別紙 7	事案の態様等に応じた提出資料	22
別紙 8	海外資産関連事案の連絡シート（1 相続税）	23
別紙 9	海外資産関連事案の連絡シート（2 贈与税）	24
別紙 10	海外資産関連事案の連絡シート（3 土地建物等譲渡所得）	25
別紙 11	海外資産関連事案の連絡シート（4 株式等譲渡所得）	26
別紙 12	（記載要領）海外資産関連事案の連絡シート	27

1 海外資産関連事案に対する取組方針

社会経済の国際化に的確に対応するため、局資産課税課の国際税務専門官（以下「局国際官」という。）及び署資産税担当の国際税務専門官（以下「署国際官」という。）の主導の下、国外送金等調書、国外財産調書、CRSに基づく自動的情報交換資料（以下「CRS情報」という。）などの署内資料のほか、民間調査機関から入手できる海外企業情報、長期出張者に対する調査依頼、租税条約に基づく情報提供要請等を積極的に活用し、海外非違の把握に重点を置いて調査を実施するとともに、次の点に配意して取り組む。

（参照）平成13年7月4日付課一資第246号ほか1課合同「税務署において資産税事務を担当する国際税務専門官の事務運営について」事務運営指針

（1）海外資産関連事案の調査

海外資産関連事案のうち、[]に対しては、署国際官の調査事務量を優先的に投下し、調査手法の開発や調査事例の集積の観点も念頭に置き、深度ある調査を実施する。

なお、[]については、署統括官部門で指名した海外事案担当者の調査事務量を優先的に確保して机上調査等によって処理し、海外非違件数の向上を図る。

（2）海外取引・海外資産に係る資料情報の収集等

効果的・効率的に海外取引や海外資産の保有状況を把握するため、積極的に反面調査を実施し、有効な資料源の開発に努める。

なお、調査により把握された海外取引・海外資産の保有に係る情報については、将来の相続税の適正課税を見据え、的確に資料調査システム（資産の所有等に関する資料（No.114））に入力し、蓄積する。また、他の事務系統において把握された情報も適切に蓄積されるよう、連携体制の構築に努める。

（3）人材育成

海外資産関連事案に対する調査能力の向上を図るため、各種研修を実施するほか、署国際官による調査支援の中で、専門的な知識や調査技法を伝承するなど、国際を担う人材の育成・裾野拡大を図る。

なお、各署で研修を実施する場合は、署国際官の調査事務量を確保する観点から、広域ブロックごとに集約して実施するなど、効率化に努める。

2 海外資産関連事案の定義

海外資産関連事案とは、次に掲げる事案（実地調査、机上調査又は事後処理（実地の調査以外の調査又は行政指導）の過程で把握した事案を含む。）をいう。

	相続税	贈与税	譲渡所得
① (海外資産)	相続又は遺贈により取得した財産が海外資産であるもの	受贈財産が海外資産であるもの	譲渡した資産が海外資産であるもの
② (海外居住)	相続人、受遺者又は被相続人が日本国内に住所地を有しない者であるもの	受贈者又は贈与者が日本国内に住所地を有しない者であるもの	譲渡人が日本国内に住所地を有しないもの又は買受人が国外に所在する法人若しくは個人であるもの
③ (海外資料)	海外資産等に関する資料情報のあるもの	海外資産等に関する資料情報のあるもの	海外資産等に関する資料情報のあるもの
④ (その他※)	①ないし③以外で海外資産に係る相続が見込まれるもの	①ないし③以外で海外資産に係る贈与が見込まれるもの	①ないし③以外で海外資産に係る譲渡が見込まれるもの

※ ④（「その他」）に該当する海外資産関連事案とは、以下のような事案のうち、海外資産に係る相続、贈与又は譲渡が見込まれるものという。

3 海外資産関連事案に係る事務分担

(1) 署国際官

広域運営中心署及び対象署（以下「広域運営署」という。）における海外資産関連事案の発生状況を管理し、海外資産関連事案が確実に把握されるよう努める。

なお、総括担当の署国際官は、広域運営署の調査事案を含めた海外資産関連事案に係る事務全体の進捗管理を担い、各署の特別国税調査官（以下「特官」という。）や統括国税調査官（以下「統括官」という。）との連携体制を構築する。

おって、海外資産に関する調査支援の要請に対しては、[REDACTED]を積極的に検討し、効果的な調査が実施されるよう努める。

(2) 資産課税部門

イ 海外資産関連事案の把握

資産課税部門の内部担当者は、署内資料等を活用し、次の時点などにおいて確実に海外資産関連事案を把握するとともに、把握した都度、広域運営中心署の国際官へ報告する。

なお、把握した海外資産関連事案の報告は、下記8「海外資産関連事案の報告」とおり実施する。

おって、業務センター及び分室（以下「センター」という。）の対象署における相続税の海外資産関連事案の把握及び報告は、原則としてセンターが行うこととなるが、準備調査や調査の過程で新たに海外資産関連事案を把握した場合（特官の把握分を含む。）には、資産課税部門が報告を行う。

（イ）相続税

- ・相続税の申告内容チェックシート作成時
- ・相続税実地調査選定表の作成時
- ・相続税無申告事案実地調査選定表の作成時

（ロ）贈与税及び譲渡所得

令和7年分確定申告期等における各種報告書の作成時等

（ハ）共通

重要資料せん、各課部門事務連絡せん等の受領時等

口 海外資産関連事案の調査等

次の事務は、総括統括官が指名した海外事案担当者（原則として調査経験3年目以上の職員）を中心に実施する。

（イ）海外資産関連事案の調査事務

署国際官が選定した海外非違見込事案は、原則として机上調査で処理することとし、

実地調査で処理する。

（ロ）国外送金等調書に関する事務

下記6(2)のとおり、国外送金等調書に関する事務を実施する。

（ハ）国外財産調書に関する事務

下記6(3)のとおり、国外財産調書に関する事務を実施する。

（ニ）国外転出時課税制度に関する事務

下記6(4)のとおり、国外転出時課税制度に関する事務を実施する。

4 海外資産関連事案の管理

海外資産関連事案は、下記8(1)の管理一覧表（別紙1～3）によって、相続税は相続開始年分ごと、贈与税及び譲渡所得は事務年度ごとに管理する。

5 海外資産関連事案の調査選定

(1) 相続税

イ 選定方針

令和7事務年度において選定対象とする海外資産関連事案は、原則として、[REDACTED]とする（資料調査課及び総合担当特別国税調査官の実地調査対象事案を除く。）。

なお、署国際官の調査事案は、[REDACTED]

[REDACTED]など海外資産の調査に関して専門性を求められる事案とし、[REDACTED]事案については、

原則として、海外事案担当者の調査事案として選定する。

ロ 実施時期

署国際官は、広域運営対象署における海外資産関連事案の発生件数等を考慮し、総括統括官と協議・日程調整の上、下記ハからホまでのとおり海外資産関連事案の選定を実施する。

なお、実施時期は、広域運営対象署の実地調査対象事案に係る重要事案審議会の開催時期に配意することとし、5月末までに完了させる。

ハ 署内選定（1次選定）準備

1次選定（1月～2月）の実施時期までに、海外非違見込事案を適切に実地調査に選定するため、局から署国際官に提供する「追加選定検討（把握報告確認）事案リスト」を活用し、追加選定すべき事案の確認を行うほか、報告未済事案を把握する。

ニ 署内選定（1次選定）

把握報告により提出された資料や局から署国際官に提供する「海外資産関連事案リスト（マッチング成果物）」及び「海外資産関連事案（相続税）実地調査選定経過表」（以下「選定経過表」といい、様式は別途連絡する。）

を活用し、署内選定を実施する。

また、インターネット等から海外資産に関する情報を収集し、海外非違が見込まれる事案を臨署選定の対象として選定する。

木 臨署選定（2次選定）

署内選定により選定した事案について、臨署による選定を実施する。

なお、臨署時は、「相続税選定支援ツール RIN」（以下「RIN」という。）の「事案情報詳細」メニューの検討結果入力（「国際官（海外）」）に海外財産に係る非違の内容や見込増差財産額等を入力又は選定経過表に選定結果を記載して、その写しを総括統括官に交付し、選定状況を簡潔に説明する。

ヘ 局国際官との協議（選定会議）

局国際官と上記木までに選定した事案について協議し、翌事務年度の署国際官の単独事案及び支援事案（以下、これらを合わせて「国際官調査事案」という。）を決定する。

なお、国際官調査事案については、広域運営対象署の総括統括官と調整の上、下記トまでにRINの「処理区分等決定」や「実調一覧表入力」を完了させる。

ト 事案選定に係る重要事案審議会の開催

選定会議において決定した国際官調査事案は、6月中旬までに広域運営中心署の重要事案審議会に諮る。

なお、広域運営対象署の国際官調査事案については、6月中旬までに総括統括官へ連絡し、広域運営対象署において実地調査対象事案の選定に係る重要事案審議会に諮るよう依頼する。

(2) 贈与税及び譲渡所得

署国際官は、贈与税及び譲渡所得に係る海外資産関連事案について、広域運営署の総括統括官と協議の上、実地調査等が必要と認められる事案を的確に選定する。

なお、譲渡所得に係る海外資産関連事案の選定に当たっては、局国際官が提供する事案一覧を積極的に活用する。

6 海外資産関連事案の実地調査等に当たっての留意事項

海外資産関連事案の実地調査等に当たっては、次の点に留意する。

(1) CRS情報の活用

CRS情報から課税上の問題が認められる場合は、確実に調査等を実施する。

なお、調査等においては、CRS情報のみを証拠資料とするのではなく、調査過程において、納税者等から関係資料の提示・提出を求めるなどの方法により、証拠の収集・保全を行い、課税要件の充足を図る。

おって、CRS情報が資料調査システムに登録されている者に対して調査を行った場合は、活用効果の有無にかかわらず、活用事績を資料調査システムへ登録する。

(参照) 平成21年7月8日付東局課一総5-15「『内国税に関する資料情報事務の事務提要』の制定について」
事務運営指針

(2) 国外送金等調書の解明

国外送金等調書の処理（文書照会等）に当たっては、国内外の活発な資金移動に効率的かつ効果的に対応していくため、個人課税部門と連携・共同して、海外取引に関する実態解明に努める。

(参照) 「資産税事務に係る事務実施要領の制定について」（別途指示） 第6章第18節

(3) 国外財産調書の活用及び定着に向けた取組

国外財産調書は、5,000万円を超える国外財産を有する者が、その財産の種類、数量及び価額を記載したものであり、資産税各税の調査において極めて有効な資料であることから、調査対象者及びその関係者に係る国外財産調書の提出の有無及び提出義務の確認のための文書照会を実施する。

なお、国外財産調書の提出者又は提出を要すると見込まれる者に対しては、相続税、贈与税及び譲渡所得の実地調査等あらゆる機会を通じて、国外財産の把握に努め、記載漏れの国外財産又は5,000万円を超える国外財産を把握した場合には、行政指導により同調書の再提出又は提出を指導する。

おって、相続税の実地調査等において、他署管内に住所地を有する相続人又は受遺者（以下「相続人等」という。）について、国外財産調書に記載漏れの国外財産又は5,000万円を超える国外財産を把握した場合には、相続人等の納税地の所轄署個人課税部門へ「各課部門事務連絡せん」を回付する。

(参照) 「令和7事務年度における国外財産調書・財産債務調書の未提出者等への取組及び国外財産調書・財産債務調書提出者等に係る調査事績等の報告について」（別途指示）

(4) 国外転出時課税制度への取組

「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例」（以下「国外転出時課税」という。）又は「贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例」（以下「国外転出（贈与・相続）時課税」という。）の [] については、次に掲げる担当者の区分に応じて調査等を行う。

イ 署国際官

- (イ) 国外転出時課税
- (ロ) 国外転出（贈与・相続）時課税のうち、[] 事案

ロ 資産課税部門（海外事案担当者）

国外転出（贈与・相続）時課税（上記イ(ロ)に該当する事案を除く。）

（参照）「資産税事務に係る事務実施要領の制定について」（別途指示）第6章第17節

(5) 租税条約に基づく情報の提供要請

租税条約締約相手国等に情報提供を要請する場合は、平成15年5月23日付東局総総第239号「租税条約等に基づく相手国等との情報交換及び送達共助手続について」事務運営指針（以下「情報交換に係る事務運営指針」という。）に定める進達書（「租税条約等に基づく情報の提供要請について（進達）」及び「租税条約等に基づく（ ）税務当局への情報提供要請」）を作成し、署国際官を経由の上、メールにより局国際官宛てに速やかに提出する。

なお、租税条約締約相手国等から受領した情報を活用した場合には、当該情報を端緒とした増差課税価格（所得金額）の有無にかかわらず、当該情報の活用の事績について情報交換に係る事務運営指針に定める報告書（「相手国等の税務当局から受領した情報の活用事績について（報告）」及び「要請に基づく情報交換事案活用事績・自発的情報交換事案活用事績」）を作成し、署国際官を経由の上、事案処理月の翌月5日までにメールにより局国際官宛てに提出する。

（参照）平成15年5月23日付東局総総第239号「租税条約等に基づく相手国等との情報交換及び送達共助手続について」事務運営指針

(6) 租税条約に基づく情報の自発的提供

租税条約締約相手国等に自発的に情報提供を行う場合は、情報交換に係る事務運営指針に定める進達書（「租税条約等に基づき自発的に提供する情報について（進達）」及び「租税条約等に基づき（ ）税務当局に自発的に提供する情報の内容」）を作成し、署国際官を経由の上、メールにより局国際官宛てに速やかに提出する。

(参照) 平成15年5月23日付東局総総第239号「租税条約等に基づく相手国等との情報交換及び送達共助手続について」事務運営指針

(7) 長期出張者に対する情報収集依頼

長期出張者に事実確認又は情報収集を依頼する必要があると認められる場合は、平成21年9月30日付東局課一資2-68ほか1課合同「『資産税事務提要』の制定について」事務運営指針（以下「資産事務提要」という。）に定める依頼様式（「海外情報提供依頼連絡せん」）を作成し、参考書類を添付して、署国際官を経由の上、メールにより局国際官宛てに提出する。

なお、長期出張者から入手した情報を活用した場合には、当該情報を端緒とした増差課税価格（所得金額）の有無にかかわらず、資産事務提要に定める報告様式（「長期出張者から入手した情報の活用結果」）を作成し、署国際官を経由の上、事案処理月の翌月5日までにメールにより局国際官宛てに提出する。

(8) 非居住者に係る処理

非居住者に係る実地調査及び事後処理（実地の調査以外の調査・行政指導）に際しては、相手国との租税条約締結状況によって書類の送達等に制限が生ずるため、必要に応じて、調査着手前又はお尋ね等送付前に署国際官を経由の上、局国際官に連絡し、接触方法等について協議することに留意する。

7 海外資産関連事案に関する資料情報の収集

調査手法の開発や調査事例の集積のため、次の場合には、該当する連絡せんを作成し、署国際官宛てにメール（署役職別メールボックス／署資産国際官）で連絡する。

なお、署国際官は、連絡せんの内容を確認の上、局国際官宛てに連絡する。

(1) [REDACTED]

(2) 国際取引連絡せん

税負担の回避ないし軽減を図っていると想定される国際的な取引等に係る情報を把握した場合

※ 国際取引連絡せんは、次の事務運営指針の様式を参照する。

(参照) 平成21年7月8日付東局課一総5-15「『内国税に関する資料情報事務の事務提要』の制定について」

事務運営指針

(3) 謾渡所得事案に係る海外投資先連絡せん（別紙6）

海外資産関連事案以外の謕渡所得事案の調査の過程において、謕渡代金が海外資産の取得や海外投資に充てられている事実を把握した場合

8 海外資産関連事案の報告

(1) 把握報告

資産課税部門は、海外資産関連事案を把握した場合、次に掲げる区分に応じて署国際官宛てに報告する。

なお、署国際官は、次のイにより資産課税部門から資料の提出を受けた場合は、局ポータルサイトに掲載されている別紙1「海外資産関連事案（相続税）の管理一覧表」の「資料受領年月日【把握日】」及び「申告海外資産の総額」（申告された海外資産の総額が5,000万円を超える場合に限る。）に所要の事項を入力する。

イ 相続税

相続税の海外資産関連事案を把握した場合は、毎月末までに、別紙1「海外資産関連事案（相続税）の管理一覧表」に入力し、別紙7「事案の態様等に応じた提出資料」に記載された資料を署国際官宛てにメール（署役職別メールボックス／署資産国際官）又は局便で提出するとともに、「相続税申告相談・申告審理事績書兼非課税・省略決議書」等の上部余白に、「海外資産関連事案」のゴム印（朱色）を使用して海外資産関連事案であることを表示する。

ロ 贈与税及び謕渡所得

(イ) 確定申告期

確定申告期に提出された贈与税及び謕渡所得に係る申告書等から海外資産関連事案を把握した場合は、局ポータルサイトに掲載されている別紙2「海外資産関連事案（贈与税）の管理一覧表」又は別紙3「海外資産関連事案（謕渡所得）の管理一覧表」に入力する。

(ロ) 確定申告期以外

相続税の調査事案からの派生など、確定申告期以外に贈与税及び謕渡所得に係る海外資産関連事案を把握した場合は、速やかに別紙2「海外資産関連事案（贈与税）の管理一覧表」又は別紙3「海外資産関連事案

（譲渡所得）の管理一覧表」に入力する。

(2) 处理報告

特官、統括官及び署国際官は、海外資産関連事案の調査等が完了し、次の①～④に該当する場合、以下の「税目等・調査等区分別報告方法」のとおり、処理報告を行う。

【処理報告を要する海外資産関連事案】	
①海外非違あり	
②海外資産に係る非違を見込んで選定した事案	
③非居住者の国内非違を見込んで選定した事案	
④①～③の複数に該当	
【報告不要】	
①～④いずれにも該当しない（海外非違がなく、要調項目が国内のみ）	

なお、税理士法第33条の2に規定する書面が添付され、意見聴取により調査に移行しなかった事案についても、上記①～④に該当する場合には、報告が必要となることに留意する。

おって、申告審理結果を変更した場合（実調省略事案）については、報告を要しない。

イ 特官及び統括官

特官及び統括官は、次表の区分に応じて、調査等が完了した毎月末までに報告を行う。

なお、別紙8～別紙11「海外資産関連事案の連絡シート」の作成を要する場合は、署国際官宛てにメール（署役職別メールボックス／署資産国際官）で提出する。

ロ 署国際官

署国際官は、次表の区分に応じて、翌月5日までに報告を行う。

なお、別紙8～別紙11「海外資産関連事案の連絡シート」については、特官及び統括官並びに署国際官作成分を1つのファイルに取りまとめの上、局国際官宛てに提出する。

おって、相続税の実地調査又は机上調査については、RINに入力・保存することにより、報告する。

【税目等・調査等区分別報告方法】

税目等	調査等区分	報告様式・内容等	
		特官及び統括官	署国際官
相続税	<ul style="list-style-type: none"> ・実地調査 ・机上調査 ・意見聴取により調査に移行しなかった事案 	<ul style="list-style-type: none"> ・RIN「実調一覧表_入力」メニューの「海外事案報告」タブに処理結果の詳細を入力及び保存 ※入力に当たっては、RIN操作説明書を参照 ・支援事案又はその他事案については、処理結果を入力後、署国際官に連絡 ・「実調一覧表_入力」メニューの「入力」タブの「完了時報告（海外）」欄で該当する項目を選択して保存 	<ul style="list-style-type: none"> ・単独事案は、左記のとおり入力 ・支援事案及びその他事案は、左記の入力漏れ及び入力内容に誤りがないか確認し、必要に応じて、資産課税部門に入力又は訂正を依頼
	<ul style="list-style-type: none"> ・実調以外の調査 ・行政指導 (お尋ね後自主) 	<ul style="list-style-type: none"> ・別紙8「海外資産関連事案の連絡シート（1 相続税）」を作成し、署国際官に提出 	<ul style="list-style-type: none"> ・別紙8「海外資産関連事案の連絡シート（1 相続税）」を作成し、資産課税部門作成成分と併せて、局国際官に提出 ※提出前に記載漏れや桁誤りなどの明らかな入力誤りがないか確認
贈与税 又は 譲渡所得	<ul style="list-style-type: none"> ・実地調査 ・実調以外の調査 ・行政指導 (お尋ね後自主) 	<ul style="list-style-type: none"> ・別紙9「海外資産関連事案の連絡シート（2 贈与税）」又は別紙10「海外資産関連事案の連絡シート（3 土地建物等譲渡所得）」を作成し、署国際官へ提出 	<ul style="list-style-type: none"> ・別紙9「海外資産関連事案の連絡シート（2 贈与税）」又は別紙10「海外資産関連事案の連絡シート（3 土地建物等譲渡所得）」を作成し、資産課税部門作成成分と併せて、局国際官に提出 ※提出前に記載漏れや桁誤りなどの明らかな入力誤りがないか確認
株式等 譲渡所得 ※国外転出時 課税制度適用 事案を含む。	<ul style="list-style-type: none"> ・実地調査 ・実調以外の調査 ・行政指導 (お尋ね後自主) 	<ul style="list-style-type: none"> ・別紙11「海外資産関連事案の連絡シート（4 株式等譲渡所得）」を作成し、署国際官へ提出 (国外転出時課税制度適用事案の場合) ・別紙11のほか、「国外転出時課税制度処理状況整理簿（署用）」を作成し、署国際官へ提出 ※「資産税事務に係る事務実施要領の制定について」（別途指示）第6章第17節を参照 	<ul style="list-style-type: none"> ・別紙11「海外資産関連事案の連絡シート（4 株式等譲渡所得）」を作成し、資産課税部門作成成分と併せて、局国際官に提出 ※提出前に記載漏れや桁誤りなどの明らかな入力誤りがないか確認 (国外転出時課税制度適用事案の場合) ・別紙11のほか、「国外転出時課税制度処理状況整理簿（署用）」を作成し、資産課税部門作成成分と併せて、局国際官に提出

(注) 「海外資産関連事案の連絡シート」の作成に当たっては、別紙12「(記載要領)海外資産関連事案の連絡シート」を参照する。

令和7年分 海外資産関連事案（相続税）の管理一覧表

引継(引受)年月日		引継(引受)年月日	
前任税務官 (引継ぎ者) 氏名		前任税務官 (引継ぎ者) 氏名	
後任税務官 (引受け者) 氏名		後任税務官 (引受け者) 氏名	

●●署

事案を記載する行が足りなくなった場合には行のみ追加可能（局連絡不要）。※列・シートの追加は禁止。

※ 「⑦申告海外資産の総額」が5,000万円を超える場合に入力

順号	入力：広域署又はゴールG			入力：国際管			備考	海外資産取得者1※		海外資産取得者2※		海外資産取得者3※		海外資産取得者4※	
	① 名簿 番号	② 被相続人 氏 名	③ 事案の態様	④ 資料提出 年月日	⑤ 資料受領 年月日 【把提日】	⑥ 連絡シート 受領年月日		⑦申告海 外資産 の総額 (千円)	⑦のうちの 整理番号	⑦のうちの 取得額 (千円)	⑦のうちの 整理番号	⑦のうちの 取得額 (千円)	⑦のうちの 整理番号	⑦のうちの 取得額 (千円)	⑦のうちの 整理番号
1															
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															
11															
12															
13															
14															
15															

令和7年分 海外資産関連事案（相続税）の管理一覧表

相続開始年分を必ず確認する。

申告書の提出状況や事案の態様、処理区分に応じて提出する資料等が異なるため、「事案の態様に応じた提出資料」を確認する。

順号	名簿番号	②被相続人氏名	③事案の態様	入力・広域署又はコールG 把握時		④資料提出年月日	⑤資料受領年月日 【把握日】	⑥連絡シート受領年月日	備考	入力・国際官 把握時		入力・国際官 調査完了時		入力・国際官 海外資産取得者1※		入力・国際官 海外資産取得者2※		入力・国際官 海外資産取得者3※		入力・国際官 海外資産取得者4※		
				入力	国際官					入力	国際官	入力	国際官	⑦申告海外資産の総額(千円)	整理番号	⑦のうちの取得額(千円)	整理番号	⑦のうちの取得額(千円)	整理番号	⑦のうちの取得額(千円)	整理番号	⑦のうちの取得額(千円)
1	123	田中 一郎	海外資産			R7.4.25	R7.4.25							56,000	1234567	28,000	1235678	28,000				
2	234	山田 太郎	海外居住 海外資産			R7.6.22	R7.6.22															
3	345	佐藤 花子	海外資産 海外資料			R7.9.24	R7.9.24															
4	567	山下 二郎	海外資料			なし	—															
5	789	高橋 三郎	海外居住 その他			R7.11.25	R7.11.25															
6	1001	木村 正幸	海外居住																			
7																						
8																						
9																						
10																						
11																						
12																						
13																						
14																						
15																						

「④資料送付年月日」

広域署又はコールGから広域運営中心署（国際）の国際官宛てに送付する資料がある場合に、送付年月日を入力する。

送付する資料がない場合には、「なし」と入力する（例：申告書及び添付書類がすべてe-Taxにより提出されており、事案の態様が海外資料に該当するため送付する資料がない場合。）。

※送付すべき資料が無い場合でも、海外資産関連事案であることを確認のため、管理一覧表に入力が必要なことに留意する。

入力は相続開始年分ごとのシートに入力する。
入力シートを誤った場合は、当初入力した内容を削除し、正しいシートへ入力する。

「③事案の態様」

プルダウンメニュー
海外資産
海外居住
海外資料
その他

「海外資産取得者●※」

「⑦申告海外資産の総額(千円)」の金額が5,000万円を超える事案について、取得者の整理番号及び金額を入力する。

「⑦申告海外資産の総額(千円)」

事案の態様に「海外資産」があるものについて、申告されている海外資産の総額を入力する。

令和7事務年度 海外資産関連事案（贈与税）の管理一覧表

引越(引立)年月日	引越(引立)年月日
前田統括官 (引受者) 氏名	前田国際官 (引受者) 氏名
後田統括官 (引受者) 氏名	後田国際官 (引受者) 氏名

●●署

順 号	入力：広域署					入力：国際官	備 考
	把握時						
① 年 分	② 名 番	簿 号	③ 整 番	理 号	④ 受贈者 氏 名	⑤ 事案の態様	⑥ 連絡シート 受領年月日
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

令和7事務年度 海外資産関連事案（贈与税）の管理一覧表

入力例

●●署

調査等を完了した場合には、速やかに処理結果について「海外資産関連事案の連絡シート」を作成し、署国際官へ提出する。

順号	入力：広域署					入力：国際官	備考
	把握時		調査完了時				
①年分	②名簿番号	③整理番号	④受贈者氏名	⑤事案の態様	⑥連絡シート受領年月日		
1	4	120031	01345844	田中 一郎	海外居住		R7.11.10
2	4	140001	03698741	山田 太郎	海外居住		
3	4	350001	04893551	佐藤 花子	海外居住		
4	3	480114	069314	⑤事案の態様 プルダウンメニュー 海外資産 海外居住 海外資料 その他	産	海外居住	
5	①年分 当事務年度中に 把握した事案の 年分を入力する。						
9							
10							

「⑥連絡シート受領年月日」

資産課税部門が作成した「海外資産関連事案の連絡シート」を受領した日付を
入力する。

令和7事務年度 海外資産関連事案（譲渡所得）の管理一覧表

順 号	入力：広域署						入力：国際官 調査完了時	備 考
	把握時							
	① 区 分	② 年 分	③ 名 番 簿 号	④ 整 番 理 号	⑤ 譲渡人 氏 名	⑥ 事案の態様		
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								

引取年月日 前任統括官 (引受け者) 氏名	引取年月日 前任国際官 (引受け者) 氏名
引受年月日 後任統括官 (引受け者) 氏名	引受年月日 後任国際官 (引受け者) 氏名

●●署

令和7事務年度 海外資産関連事案（譲渡所得）の管理一覧表

入力例

●●署

「②年分」

当事務年度中に
把握した事案の
年分を入力する。調査等を完了した場合には、速やかに処理結果について「海
外資産関連事案の連絡シート」を作成し、署国際官へ提出する。

順 号	入力・広域署					入力・国際官	備 考	
	把握時	①区分	②年分	③名簿番号	④整理番号	⑤譲渡人氏名	⑥事案の態様	
1	不動産	6	120034	00123646	田中 一郎	海外資産		R7.11.10
2	不動産	6	180011	05413666	山田 太郎	海外資産	海外居住	
3	株式	6	-	03644468	佐藤 花子	海外居住		
4	不動産	5	420001	00015436	山下 二郎	海外居住		
5								
6								
7	「①区分」 プルダウンメニュー			⑥事案の態様 プルダウンメニュー 海外資産 海外居住 海外資料 その他				「⑦連絡シート受領年月日」 資産課税部門が作成し た「海外資産関連事案の 連絡シート」を受領した日 付を入力する。
8	不動産 株式							
9								
10								

「海外資産関連事案の管理一覧表」 管理・作成要領

海外資産関連事案は、「海外資産関連事案の管理一覧表」(別紙1～3)により管理する。

なお、「海外資産関連事案の管理一覧表」の入力欄が足りなくなった場合は、適宜行を追加する。ただし、列又はシートの追加は行ってはならない。誤って列又はシートを追加した場合は、速やかに局資産課税課国際担当へ連絡する。

1 作成目的

海外資産関連事案を確実に把握・管理し、的確な選定及び調査を実施するため、海外資産の把握から処理までの一元管理を行う目的で作成するものである。

2 作成及び管理者

資産課税部門又はコールGが作成・管理する。

3 作成方法

局ポータルサイト「資産共通サイト」の「提出ボックス（資産課税課用）」に掲載された「海外資産関連事案の管理一覧表」へ次の区分に応じて入力する。

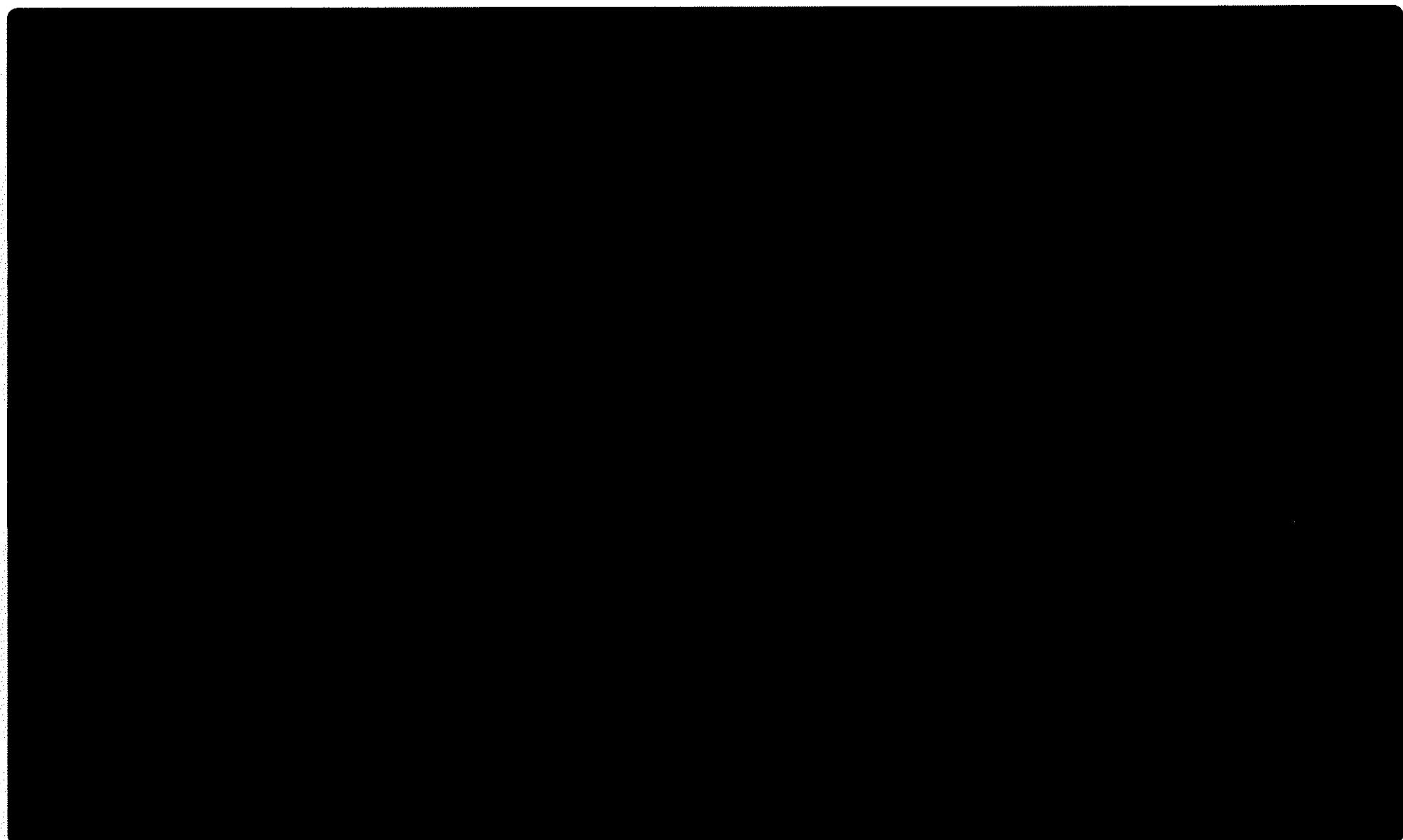
なお、別紙1～3の入力欄に記載のある部署の担当者が、入力例に従い入力する。

別紙番号	管理一覧表	作成・管理区分
別紙1	相続税	相続開始年分ごと
別紙2	贈与税	把握した事務年度ごと
別紙3	譲渡所得	把握した事務年度ごと

4 引継ぎ・引受け

人事異動期における引継ぎの際に、前任の統括官及び国際官（以下「統括官等」という）から後任の統括官等へそれぞれ引継ぎを行う。前任の統括官等は、「海外資産関連事案の管理一覧表」(別紙1～3)の右上（様式の欄外）の入力フォームに「引継年月日」、「前任統括官（引継者）」、「前任国際官（引継者）」、「後任統括官（引受者）」、「後任国際官（引受者）」欄を入力して引き継ぎ、後任の統括官等は、内容を確認後「引受年月日」欄を入力し、引受けを行う。

令和 年 月 日



〔共通（その他） 軽易な事項に係る意思決定又は確認を行うための書類 事1年〕

譲渡所得事案に係る海外投資先連絡せん

署

1 対象事案の概要

年分	名簿番号		局署番号-整理番号	一
氏名		住所		職業
(主な事務の実績)	所得区分	収入金額(千円)	所得金額(千円)	対象事案の選定に当たって参考とした資料情報等
	土地等譲渡	短期		
		長期		
	株式等譲渡	上場		
		非上場		
	総合譲渡	短期		
		長期		

2 実地調査の状況(※調査中の場合は記載不要)

調査担当	処理区分	調査日数(人日)	
(日数内訳) 金融機関調査	その他反面調査	他部門からの支援	
調査事績(千円)			非達の内容
増差所得金額			
重加算税対象			
追徴税額			
本税			
過少・無申告加算税			
重加算税			

3 投資先及び仲介者の状況

主な投資先及び仲介者	投資先			仲介者		投資先及び仲介者のうち資料源開発が有効と認められるもの及びその理由
	名称	所在地	財産種類	投資金額(千円)	名称(代表者)	

〔共通(その他) 優遇な事項に係る意思決定又は確認を行うための書類 事1年〕

○ 事案の態様に応じた提出資料

事案の態様	提出資料
共通	相続税の申告書(第1表～15表)
海外資産	海外資産に係る添付資料
海外居住	海外住所が分かる書類(在留証明書、納税管理人の届出書)
海外資料	無
その他	外国で申告した際の申告書等の関係書類、外国の戸籍謄本等 その他の内容の分かる資料

注1 e-Taxにより提出された相続税の申告書及び添付書類の提出は不要である。

注2 添付書類のみが書面により提出されている場合で、上記事案の態様に該当する資料がある場合には、当該添付書類の写しの1枚目の右上に「署名、名簿番号及び被相続人氏名」を補完記入して提出する。

令和 事務年度 海外資産関連事案の連絡シート (1 相続税) (単位:千円)

一連番号	局名	局番号	年相続開始番号	名簿番号	氏名	事案の態様		海外資産に係る当初申告状況			選定の端緒	国際官支援	海外資産に係る処理状況						備考							
						海外資産	海外居住	海外資料	その他	調査時把握			財産の種類	所在地域	所在国	価申告課税	財産の種類	所在地域	所在国	価増格差(課税)対応のうち	重A加の對う象ち	重B加の對う象ち	非選の態様	把握の端緒	資料積み件数	事選見海外定込非しんしん等たでを
1						合計							合計													
2						合計							合計													
3						合計							合計													
4						合計							合計													
5						合計							合計													

課資定 第519号 資2-23-1-A4統一)

令和 事務年度 海外資産関連事案の連絡シート（2 贈与税）

(単位:千円)

一連番号	局名	局番号	贈与年分	名簿番号	氏名	事業の形様	海外資産に係る当初申告状況			国際官支援助選定の端緒	海外資産に係る処理状況					資料類(件)の端緒	事後見海外定込非しん込等たてを	備考
							海外資産の種類	所在地域	所在国		財産の種類	所在地域	所在国	債増格差(～A～)課税	重A加の対象	重A加課税		
1							合計				合計							
2							合計				合計							
3							合計				合計							
4							合計				合計							
5							合計				合計							

課税登記第519-2号

(表2-23-3-A4統一)

令和 事務年度 海外資産関連事案の連絡シート（3 土地建物等譲渡所得） (単位:千円)

一 連 番 号	局 名	局 番 号	譲 渡 年 分	名 簿 番 号	氏 名	事 案 の 態 様	海外資産に係る当初申告状況				海外資産に係る処理状況				非 違 の 態 様	資 料 類 （ 件 ）	事 選 見 定 定 外 非 し ん 遠 等 た で を	備 考
							財 産 の 種 類	所 在 地 域	所 在 國	金 額 申 渡 告 物 土 額 得 等 地	選 定 の 端 緒	國 際 官 支 援	財 産 の 種 類	所 在 地 域	所 在 國	金 額 達 増 額 度 差 （ 物 土 A 所 一 得 等 地 ）	重 A 加 の 対 う 象 象 ち	重 A 加 賦 課
1							合計				合計							
2							合計				合計							
3							合計				合計							
4							合計				合計							
5							合計				合計							

認定 第519-3号 (2-23-5-A4統一)

令和 事務年度 海外資産関連事案の連絡シート（4 株式等譲渡所得） (単位:千円)

一 連 番 号	局 名	局 番 号	譲 渡 年 分	整 理 番 号	氏 名	事 業 の 形 様	海外資産に係る当初申告状況				国 際 官 支 援	海外資産に係る処理状況				資 料 (海 外 資 産 の 調 査 時 間 の 延 長 等 を 除 く)	事 業 運 営 の 状 況 (外 部 要 因 等 を 除 く)	備 考
							海 外 資 産 の 種 類	所 在 地 域	所 在 国	金 額 申 告 所 得 等		海 外 資 産 の 種 類	所 在 地 域	所 在 国	金 額 増 減 差 額 (A 所 式 得 等)	重 A 加 の 対 象 者 ち	重 A 加 賦 課	非 適 性 の 感 様
1							合計					合計						
2							合計					合計						
3							合計					合計						
4							合計					合計						
5							合計					合計						

課責定 第519-4号 資2-23-7-A4統一)

海外資産関連事案の連絡シート（1～4）の入力要領

1 使用目的等

海外資産関連事案の連絡シート（以下「連絡シート」という。）は、海外資産関連事案に係る調査事績等の把握及び分析のために作成する。

（1）海外資産関連事案とは次に掲げる事案（実地調査又は事後処理（以下「調査等」という。）の過程で該当事案となったものを含む。）をいう。

	相続税	贈与税	譲渡所得
① (海外資産)	相続又は遺贈により取得した財産が海外資産であるもの	受贈財産が海外資産であるもの	譲渡した資産が海外資産であるもの
② (海外居住)	相続人、受遺者又は被相続人が日本国内に住所地を有しない者であるもの	受贈者又は贈与者が日本国内に住所地を有しない者であるもの	譲渡人が日本国内に住所地を有しないもの又は買受人が国外に所在する法人若しくは個人であるもの
③ (海外資料)	海外資産等に関する資料情報のあるもの	海外資産等に関する資料情報のあるもの	海外資産等に関する資料情報のあるもの
④ (その他*)	①ないし③以外で海外資産に係る相続が見込まれるもの	①ないし③以外で海外資産に係る贈与が見込まれるもの	①ないし③以外で海外資産に係る譲渡が見込まれるもの

※ ④（その他）に該当する海外資産関連事案とは、以下のような事案のうち海外資産に係る相続、贈与又は譲渡が見込まれるものという。

(2) 連絡シート1、同2、同3及び同4は、それぞれ、相続税、贈与税、土地建物等譲渡所得（総合譲渡所得に係るものを含む。）及び株式等譲渡所得に係る海外資産関連事案のうち、調査等を実施した海外資産関連事案について、作成する。

おって、各海外資産関連事案の各シートへの入力に当たっては、連絡シート4以外のシートについては、年分（相続開始年分、贈与年分又は譲渡年分）ごとに入力し、連絡シート4については、複数年分の調査等を行った場合でも1件として人格別に入力する。

2 入力要領

(1) 共通事項

各項目については、白色セルに入力する。

(2) 局署番号

局署番号は、KSKコードに基づき、必ず5桁で入力する。

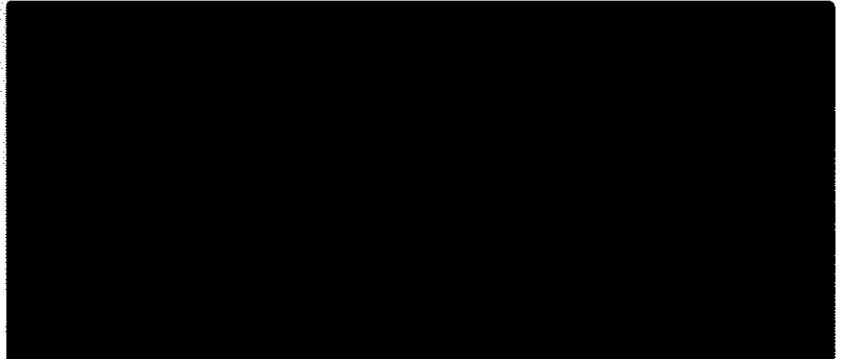
(3) 連絡シート4の譲渡年分

複数年分の調査等を行った場合には、最も新しい年分を入力する。

(4) 事案の態様

下表のうち該当する態様（複数に該当する場合にはその全て）の各欄に「1」を入力する。

なお、「調査時把握」に該当する場合は、2行目にX又はYのいずれか該当する区分を入力する。

態様	内容
海外資産	相続税、贈与税及び譲渡所得の海外資産関連事案①
海外居住	相続税、贈与税及び譲渡所得の海外資産関連事案②
海外資料	相続税、贈与税及び譲渡所得の海外資産関連事案③ (例) 

その他	相続税、贈与税及び譲渡所得の海外資産関連事案④ (例) [REDACTED]				
調査時把握	<p>調査等の過程で海外資産関連事案であると判明したもの（部内資料等を十分に確認していなかった等の理由により、当初の申告審理等では海外資産関連事案に該当しなかった事案を含む。）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">X</td><td>臨宅調査等納税者への接触により、海外資産関連事案であることを把握した事案</td></tr> <tr> <td>Y</td><td>部内資料等を十分に確認していなかった等の理由により当初の海外資産関連事案の把握から漏れていた事案</td></tr> </table>	X	臨宅調査等納税者への接触により、海外資産関連事案であることを把握した事案	Y	部内資料等を十分に確認していなかった等の理由により当初の海外資産関連事案の把握から漏れていた事案
X	臨宅調査等納税者への接触により、海外資産関連事案であることを把握した事案				
Y	部内資料等を十分に確認していなかった等の理由により当初の海外資産関連事案の把握から漏れていた事案				

(5) 財産の種類

下表のうち該当するもの（複数の財産がある場合にはその全て）を2行目以下に入力する。

不動産	現金	預貯金等
上場株式	非上場株式・出資	公社債
投資信託等	生命保険金等	書画・骨とう
貸付金	債務	その他

(6) 所在地域

上記(5)で入力した各財産の所在地域について、それぞれ下表のうち該当するものを入力する。

欧洲	北米	東アジア
その他アジア	オセアニア	その他

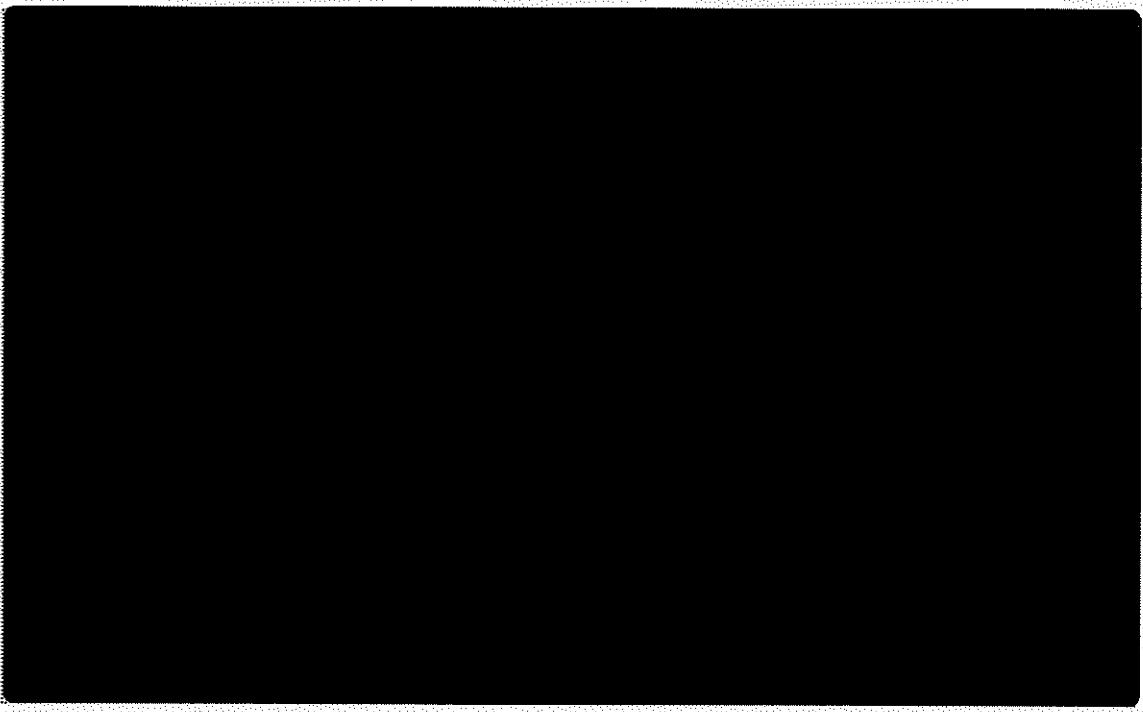
(7) 所在国

上記(5)で入力した各財産の所在国について、それぞれ別添「国別コード表」のうち該当するものを入力する。

(8) 海外資産に係る申告課税価格、増差課税価格、申告土地建物等譲渡所得金額、増差土地建物等譲渡所得金額、申告株式等譲渡所得金額及び増差株式等譲渡所得金額
1行目に上記(5)で入力した各財産の申告額又は増差額の合計額を入力し、2行目以下にそれぞれの申告額又は増差額を入力する。

(9) 選定の端緒

選定の直接の端緒となったものを下表の番号から選択（複数選択可）し入力する。



(10) 国際官支援

国際税務専門官の支援を受けた事案は、「1」を入力する。

(11) 海外資産に係る重加対象

1行目に上記(5)で入力した各財産の重加算税賦課対象額の合計額を入力し、2行目以下にそれぞれの重加算税賦課対象額を入力する。

(12) 重加賦課

重加算税を賦課した事案は、「1」を入力する。

(13) 非違の態様

各財産に係る非違の態様について、下表のうち該当する記号を入力する。

A	申告漏れ
B	評価誤り
C	その他

(14) 把握の端緒

各財産に係る非違を把握するに至った主な端緒について、下表のうち該当する記号を入力する。

(15) 蓄積海外資料

KSKシステム(資産の所有等に関する資料せん(No.114))に入力した資料のうち、海外資産に係る資料の入力件数を入力する。

(16) 海外非違を見込んで選定した事案等

海外資産に係る非違が相当程度見込まれることから、調査等に選定した事案(海外資産に係る非違を見込んで選定した事案)等について、下表のうち該当する番号を入力する。

1	海外資産に係る非違を見込んで選定した事案
2	非居住者(相続税においては被相続人)の国内資産に係る非違を見込んで選定した事案
3	1及び2のいずれにも該当する事案

(17) 備考

以下のイからホのうち該当する事項があれば、入力する。

イ 海外資産に係る非違を見込んで選定した事案（「海外非違を見込んで選定した事案等」欄が「1」及び「3」のもの）のうち、海外資産に係る非違が無かつた場合は、その理由を簡記する。

（例）相続人の本来の財産であったため。

ロ 非居住者の国内資産に係る非違を見込んで選定した事案（「海外非違を見込んで選定した事案等」欄が「2」及び「3」のもの）について、国内資産に係る非違が無かつた場合は、その理由を簡記する。

（例）実地調査で新たに把握した譲渡費用により、譲渡所得が算出されなかった。

ハ 上記イ及びロ以外の事案について、調査等の過程で海外資産に係る非違を把握した場合や海外居住を把握した場合は、その経緯を簡記する。

（例）実地調査で把握した口座から、○○国の不動産の賃貸を把握した。

ニ 「把握の端緒」で [REDACTED] を選択した場合は、その詳細を入力する。

（例）[REDACTED]

ホ その事案の調査等を了して、今後の海外資産関連事案の選定・調査等に生かせる情報等があれば、簡記する。

（例）[REDACTED]

国別コード表

1 欧州

所在地域コード	所在地域	国コード	国名
1	欧洲	101	アイスランド
		102	アイルランド
		103	アルメニア
		104	イギリス
		105	イタリア
		106	オーストリア
		107	オランダ
		108	ガーンジー
		109	ジャージー
		110	ジョージア
		111	スイス
		112	スウェーデン
		113	スペイン
		114	チェコ
		115	ドイツ
		116	ハンガリー
		117	バチカン市国
		118	フランス
		119	ベルギー
		120	マルタ
		121	マン島
		122	リヒテンシュタイン
		123	ルクセンブルク
		124	ロシア
		199	上記以外の欧洲各国・地域

2 北米

所在地域コード	所在地域	国コード	国名
2	北米	201	アメリカ（ハワイを含む）
		202	アンギラ
		203	アンティグア・バーブーダ
		204	英領バージン諸島
		205	カナダ
		206	キュラソー
		207	ケイマン諸島
		208	コスタリカ
		209	トリニダード・トバゴ
		210	バミューダ
		211	パナマ
		212	米領バージン諸島
		213	ベリーズ
		299	上記以外の北米各国・地域

3 東アジア

所在地域コード	所在地域	国コード	国名
3	東アジア	301	韓国
		302	台湾
		303	中国
		304	香港
		305	マカオ
		306	モンゴル
		399	上記以外の東アジア各国・地域

4 その他アジア

所在地域コード	所在地域	国コード	国名
4	その他アジア	401	インドネシア
		402	イスラエル
		403	イラク
		404	インド
		405	カンボジア
		406	シンガポール
		407	スリランカ
		408	タイ
		409	トルコ
		410	パキスタン
		411	フィリピン
		412	ベトナム
		413	マレーシア
		499	上記以外のその他アジア各国・地域

5 オセアニア

所在地域コード	所在地域	国コード	国名
5	オセアニア	501	オーストラリア
		502	クック諸島
		503	グアム
		504	ニュージーランド
		505	西サモア
		506	バヌアツ
		507	パラオ
		508	フィジー
		509	米領サモア
		599	上記以外のオセアニア各国・地域

6 その他地域

所在地域コード	所在地域	国コード	国名
6	その他	601	英領インド洋地域
		602	セーシェル
		603	パラグアイ
		604	ブラジル
		605	ボリビア
		606	南アフリカ
		607	モーリシャス
		698	上記いずれにも分類されない国・地域
		699	不明